第10回
定時株主総会
招集ご通知

日　時

平成28年11月29日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております）

場　所

和歌山県和歌山市友田町５丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　「ル・グラン」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

目　次

招集ご通知 （提供書面）	P 1
事業報告	P 2
計算書類	P18
監査報告書	P26

株式会社農業総合研究所

（証券コード　3541）

証券コード　3541
平成28年11月11日

株　主　各　位

和歌山県和歌山市黒田17番地4
株式会社農業総合研究所
代表取締役社長　及　川　智　正

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　平成28年11月29日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております）

2．場　　所　和歌山県和歌山市友田町５丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　「ル・グラン」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

3．目的事項

報告事項　第10期（平成27年９月１日から平成28年８月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nousouken.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年９月１日から
平成28年８月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による景気対策や日銀の金融緩和策等の効果もあり、企業収益の改善や訪日客によるインバウンド効果等による緩やかな回復を続けております。しかしながら、中国経済の減速やイギリスのＥＵ離脱問題、急激な円高などの多くの懸念材料もあり、景気の不透明感が懸念されております。

当社の主たる事業領域である食品業界においては、中国産食品の安全性の問題や異物混入問題、食品偽装問題等、食の安心・安全に関する生活者の意識は引き続き高い状況にあります。

このような環境の下、当社は、農家の直売所事業に注力し、積極的にスーパーマーケット等の小売店（以下、「スーパー等」という）と交渉及び導入を進め、新規に導入いただいたスーパー等が増加し、平成28年８月31日時点で680店舗（前事業年度末比＋209店舗）まで拡大いたしました。スーパー等に対しては、関東や関西の店舗でのフェアや販促支援を強化し、より多くの農産物が販売できるよう努めてまいりました。また、登録生産者に対しては、相場情報やスーパー等の特売情報等を提供し、より多くの農産物を出荷していただけるよう努めてまいりました。その結果、農家の直売所事業による流通総額（スーパー等において最終消費者に購入いただいた最終販売価格の総計）は5,522,146千円（前事業年度比43.2％増）となりました。拡大しているスーパー等への農産物供給量確保のため、集荷場を東北や東海にも開設し、集荷場は前事業年度末より６拠点増加し平成28年８月31日時点で57拠点、登録生産者は前事業年度末より1,043名増加し平成28年８月31日時点で5,765名と拡大いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,195,042千円（前事業年度比35.2％増）、営業利益は156,771千円（同251.1％増）、経常利益は162,869千円（同262.4％増）、当期純利益は107,476千円（同106.4％増）となりました。

なお、当社の事業は、単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、スーパー等との契約による取引別の売上高と売上総利益は、次のとおりであります。

（委託販売システム）
「委託販売システム」における売上高は956,881千円（前事業年度比44.5％増）、売上総利益は954,875千円（同45.1％増、売上総利益率99.8％）となりました。
（買取委託販売）
「買取委託販売」における売上高は156,122千円（前事業年度比72.2％増）、売上総利益は36,469千円（同68.6％増、売上総利益率23.4％）となりました。
（卸販売）
「卸販売」における売上高は82,038千円（前事業年度比37.5％減）、売上総利益は17,840千円（同22.4％増、売上総利益率21.7％）となりました。

② 設備投資の状況
当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は24,555千円で、その主なものは、出荷配送システム強化のためのソフトウエア開発20,000千円であります。

③ 資金調達の状況
当社は、平成28年６月16日における東京証券取引所マザーズへの株式上場にあたり実施した公募増資（払込期日　平成28年６月15日）及びオーバーアロットメントによる当社株式の売り出しに関連した第三者割当増資（払込期日　平成28年７月20日）により、総額で314,433千円の資金調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、平成28年８月30日を払込期日として、株式会社世界市場が実施する第三者割当増資を引き受け、同社を当社の子会社といたしました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第７期 (平成25年８月期)	第８期 (平成26年８月期)	第９期 (平成27年８月期)	第10期 (当事業年度) (平成28年８月期)
売上高（千円）	524,616	858,947	884,203	1,195,042
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△33,678	△23,250	44,947	162,869
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△34,204	△26,946	52,078	107,476
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△20.33	△15.22	29.42	58.60
総資産（千円）	449,012	575,007	549,432	1,100,326
純資産（千円）	28,735	1,788	53,866	475,776
１株当たり純資産額（円）	16.23	1.01	30.43	227.05

（注）１．当社は、平成27年８月21日付で普通株式１株につき100株の株式分割を、平成28年２月26日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。第７期（平成25年８月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）及び１株当たり純資産額を計算しております。

２．各事業年度の主な変動要因は次のとおりであります。

第７期……経常利益及び当期純利益が赤字となっておりますが、これは、関東の店舗開拓及び集荷場立ち上げのため、人員の確保を進めたことによる販売費及び一般管理費の増加によるものであります。

第８期……経常利益及び当期純利益が赤字となっておりますが、これは、翌事業年度以降における継続的な事業拡大のための先行投資として、人員の確保を進めたことによる販売費及び一般管理費の増加によるものであります。

第９期……第７期及び第８期に採用した人員が寄与し、売上高が手数料である委託販売システムは順調に拡大いたしました。一方で、売上高が販売高である卸販売のうち、売上総利益率が低い取引を撤退したため、売上高合計は第８期と比べ微増に留まりました。売上総利益率が高い委託販売システムが拡大したため、販売費及び一般管理費の増加を吸収し、経常利益と当期純利益が改善いたしました。

当事業年度…既述の「(1)①事業の経過及び成果」をご参照ください。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

①農家の直売所事業における新規委託販売先の獲得と既存委託販売先の取引拡大

当社は、農家の直売所事業において、特定の委託販売先に対する売上依存度が高い傾向にありますが、当社が継続的に成長・発展していくためには、既存委託販売先との取引の維持・拡大に努めるとともに、新規委託販売先の獲得が必要と考えております。

このため、営業体制の強化を図るとともに、委託販売先のニーズに合った農産物の供給等のサービス強化も図ってまいります。

②登録生産者へのサービスの拡充・新規登録生産者の獲得

当社は、登録生産者に対して、日々の売上情報や農産物ごとの相場情報等を提供しておりますが、今後、新規の生産者の確保や既存の生産者の離反を防ぐためにもさらなるサービスの拡充を図ってまいります。また、当社は、農家の直売所事業において、集荷場を開設し営業活動を行うことで、新規登録生産者を獲得しておりますが、今後、当社が継続的に成長・発展していくために、タブレット等を活用した方法により、新規登録生産者を獲得していく方針であります。

③農産物の安全性

当社は、登録生産者等が持ち込む農産物の安全性については、登録生産者との間で、「農産物は、新鮮でかつ農薬安全使用基準を守って栽培されたもの（栽培履歴の明示ができるもの）であること」、「食品加工物についてはJAS法、食品衛生法等関連法規を守っていること」、「商標法等法令に抵触する商品でないこと、また、当社の事業理念や企業イメージに抵触する商品でないこと」といった規定を設けておりますが、スーパー等や生活者に、より「安心・安全」であることを訴求するために、今後さらなる農産物の安全性管理の強化を図っていく方針であります。

④海外展開

当社は、農家の直売所事業において、現在は日本国内でのみ展開しておりますが、少子高齢化の問題により、日本国内の市場は今後縮小していくものと予想されております。また一方で、「安心・安全」な日本産農産物の需要は海外でも高まっております。当社が継続的に成長・発展していくために、子会社化した株式会社世界市場を通じて、海外への事業展開を検討してまいります。

⑤経営管理体制の強化

当社では、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化、災害対策及び事業継続計画等、経営管理体制の強化が重要であると考えております。

このため、社員教育、組織体制や規程の整備・見直し等を定期的に実施することにより、経営管理体制の強化に努めてまいります。

⑥人材の確保と育成

当社は、事業の継続的な拡大のために、事業の規模や質に合わせた優秀な人材の確保、組織体制の整備及び従業員のモチベーションの維持・向上に努めていく方針であります。

⑸ 主要な事業内容（平成28年８月31日現在）

当社は、「持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする」をビジョンに掲げ、日本から世界から農業がなくならない仕組みを構築することを目的としております。そのためにまずは、ミッションである「ビジネスとして魅力ある農産業の確立」を実践しております。

当社の主な事業は、「農家の直売所事業」になります。農家の直売所事業は、当社及び業務委託先が運営する集荷場で登録いただいた生産者（以下、「登録生産者」という）から農産物を集荷し、原則翌日にスーパーマーケット等の小売店（以下、「スーパー等」という）の直売所コーナーで販売することです。つまり、登録生産者とスーパー等を直接つなぐ流通を構築しております。これまで、郊外の直売所や道の駅に行かなければ購入できなかった生産者の顔が見える「安心・安全・新鮮・おいしい」農産物を、日々生活者がご利用いただいているスーパー等にて購入できる仕組みを提供しております。

なお、当社は、農家の直売所事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しておりますが、スーパー等との契約等による取引別の「委託販売システム」「買取委託販売」及び「卸販売」の３つに区分しております。当社のビジョンである、持続可能な農産業を実現するためには、生産者が経営意識を持つことが必要不可欠であると考えており、生産者が主体となって販売できる「委託販売システム」を積極的に進めてまいります。

⑹ **主要な営業所及び工場**（平成28年８月31日現在）

本社	和歌山県和歌山市
営業所	東京営業所：東京都品川区、大阪営業所：大阪府大阪市淀川区
集荷場	深谷集荷場：埼玉県深谷市、上里集荷場：埼玉県児玉郡、旭集荷場：千葉県旭市、富里集荷場：千葉県富里市、匝瑳集荷場：千葉県匝瑳市、白井集荷場：千葉県白井市、湘南集荷場：神奈川県高座郡、秦野集荷場：神奈川県秦野市、浜松集荷場：静岡県浜松市西区、豊橋集荷場：愛知県豊橋市、和歌山集荷場：和歌山県和歌山市、紀の川集荷場・紀の川第２集荷場：和歌山県紀の川市、橋本集荷場：和歌山県橋本市、有田集荷場：和歌山県有田郡、御坊集荷場：和歌山県御坊市、印南集荷場：和歌山県日高郡

（注）集荷場は直営のみを記載しております。

⑺ **従業員の状況**（平成28年８月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52（36）名	10名増	31.8歳	2.2年

（注）１．従業員数は就業人員であり、パートタイマー社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．当社は、農家の直売所事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年８月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社紀陽銀行	89,980千円
株式会社日本政策金融公庫	18,200
株式会社みずほ銀行	11,435

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

株式会社東京証券取引所より新規株式上場を承認され、平成28年６月16日に、当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場に新規上場いたしました。

2．株式の状況（平成28年８月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数　　7,080,000株**

（注）平成28年２月１日開催の取締役会決議により、平成28年２月26日付で１株を100株に株式分割いたしました。これに伴い、定款変更が行われ、発行可能株式総数は、6,880,000株増加し、7,080,000株となっております。

⑵ **発行済株式の総数　　2,095,500株**

（注）１．平成28年２月26日付にて実施した株式分割（１株を100株に分割）に伴い、発行済株式の総数は1,752,300株増加しております。

２．平成28年６月15日付の公募増資により、発行済株式の総数は270,000株増加しております。

３．平成28年７月20日付の第三者割当増資により、発行済株式の総数は55,500株増加しております。

⑶ **株主数　　1,466名**

⑷ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社プレンティー	720,000株	34.35%
及川智正	370,000	17.65
堀内寛	330,000	15.74
澁谷剛	100,000	4.77
農業総合研究所従業員持株会	41,700	1.98
株式会社ＳＢＩ証券	26,800	1.27
野村證券株式会社	19,100	0.91
岩井コスモ証券株式会社	17,700	0.84
日本証券金融株式会社	14,200	0.67
松尾義清	13,000	0.62
坂本大輔	13,000	0.62

（注）持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて記載しております。

⑸ その他株式に関する重要な事項

当社は平成28年２月26日付にて単元株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年８月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	及川　智正	
取締役副社長	堀内　寛	
取締役	松尾　義清	管理部長
取締役	坂本　大輔	経営企画室長
常勤監査役	清野　芳昭	
監査役	後藤　弘之	株式会社プレンティー監査役 アイ・シンクレント株式会社監査役
監査役	藤本　幸弘	シティユーワ法律事務所パートナー Ｍ＆Ａキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役

（注）１．常勤監査役清野芳昭氏、監査役後藤弘之氏及び監査役藤本幸弘氏は、社外監査役であります。
２．当社は、監査役藤本幸弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．常勤監査役清野芳昭氏は、金融機関における長年の経験から、財務等に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役後藤弘之氏は、株式会社プレンティーの監査役を長年務めており、監査役としての知見を有しております。
５．監査役藤本幸弘氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
６．当社と監査役藤本幸弘氏は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令（同法第425条第１項）の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
７．平成28年２月26日付で取締役堀内寛氏の地位が、取締役副社長に変更となりました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	4名 (－)	39,048千円 (－)
監査役 （うち社外監査役）	2 (2)	7,200 (7,200)
合計 （うち社外役員）	6 (2)	46,248 (7,200)

（注）1．取締役の報酬限度額は、平成25年７月30日開催の臨時株主総会において年額500,000千円以内、監査役の報酬限度額は、平成25年７月30日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議されております。

2．支給対象人員は期末現在の取締役４名、監査役３名でありますが、上記人員との相違は、無報酬の監査役１名が存在していることによるものであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・常勤監査役清野芳昭氏は、他の法人等の兼職につき、該当事項はありません。

・監査役後藤弘之氏は、株式会社プレンティー監査役及びアイ・シンクレント株式会社監査役であります。当社とこれら兼職先との間には重要な取引関係はありません。なお、株式会社プレンティーは当社の筆頭株主であります。

・監査役藤本幸弘氏は、シティユーワ法律事務所パートナー及びM＆Aキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役であります。当社とこれら兼職先との間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況及び発言状況
常勤監査役	清野芳昭	当事業年度に開催された取締役会全19回、監査役会全14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	後藤弘之	当事業年度に開催された取締役会全19回、監査役会全14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に監査役としての長年の経験や幅広い知見に基づき、議案につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	藤本幸弘	当事業年度に開催された取締役会全19回、監査役会全14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案につき必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任監査法人トーマツ

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が継続、発展していくためには、全ての取締役・従業員が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であると認識しており、コンプライアンスに関する継続的な教育・普及活動を行います。

（イ）取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業経営に努めます。

（ロ）取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を適切かつ迅速に取締役会に報告します。

（ハ）取締役会は、取締役会規程、業務分掌規程、組織規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役・従業員は定められた規程に従い、業務を執行します。

（ニ）定期的に実施する内部監査では、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題点の有無について監査するとともに、その結果を代表取締役に速やかに報告する体制を構築します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録、契約書、稟議書等の情報については、文書管理規程等の規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理します。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動上の重大な危険、損害の恐れやリスクについては、リスクマネジメント規程に基づく対応によって、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際は取締役会において、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限に留める体制を整えます。

また、外部機関を活用した与信管理や、外部の総合法律事務所と顧問契約を結び、重要な法律問題につき適時アドバイスを受けることにより、法的リスクの軽減に努めます。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、取締役会規程により定められた事項及び職務権限表に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。また、取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。

日常の職務執行については、業務分掌規程及び組織規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築します。

⑤　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき従業員を配置します。

⑥　上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めにより監査役補助者として従業員を配置した場合の当該従業員の補助すべき期間中における指揮命令権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。また、当該期間中における人事異動、人事評価、懲戒処分等については、当該従業員の独立性を確保するため、監査役の事前の同意を得ます。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

（イ）監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は従業員にその説明を求めることができる体制を構築します。

（ロ）取締役及び従業員は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告します。

⑧　上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前二号の説明又は報告をした者に対し、いかなる不利な取扱いもしてはならず、また、報告を受けた監査役は、報告者の氏名及び情報等を秘匿します。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求め、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどし、所要の費用の前払い又は支出した費用の償還を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとします。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ）監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う体制とします。

（ロ）監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査人と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性が確保できる体制としています。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役会については、定例取締役会を12回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

②　監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、経営企画室（内部監査担当部門）、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③　経営企画室（内部監査担当部門）は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行、内部統制監査を実施いたしました。

貸借対照表

(平成28年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,033,494**	**流動負債**	**536,521**
現金及び預金	726,179	買掛金	344,906
売掛金	296,357	短期借入金	350
商品	148	１年内返済予定の長期借入金	31,236
貯蔵品	26	未払金	70,243
前払費用	4,366	未払費用	1,815
繰延税金資産	9,109	未払法人税等	59,945
その他	37	前受金	221
貸倒引当金	△2,732	預り金	3,582
固定資産	**66,832**	賞与引当金	8,722
有形固定資産	**3,417**	その他	15,499
建物附属設備	1,318	**固定負債**	**88,029**
構築物	553	長期借入金	88,029
車両運搬具	687	**負債合計**	**624,550**
工具、器具及び備品	858	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**24,626**	**株主資本**	**475,776**
ソフトウエア	24,626	**資本金**	**199,216**
投資その他の資産	**38,788**	**資本剰余金**	**184,216**
関係会社株式	35,000	資本準備金	184,216
繰延税金資産	386	**利益剰余金**	**92,343**
その他	4,660	その他利益剰余金	92,343
貸倒引当金	△1,259	繰越利益剰余金	92,343
資産合計	**1,100,326**	**純資産合計**	**475,776**
		負債純資産合計	**1,100,326**

損 益 計 算 書

（平成27年９月１日から
平成28年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,195,042**
売上原価		**185,855**
売上総利益		**1,009,186**
販売費及び一般管理費		**852,415**
営業利益		**156,771**
営業外収益		
受取利息	40	
受取賃借料	1,773	
補助金収入	10,000	
その他	908	12,722
営業外費用		
支払利息	2,072	
賃貸費用	1,511	
株式交付費	3,038	
その他	2	6,624
経常利益		**162,869**
税引前当期純利益		**162,869**
法人税、住民税及び事業税	56,956	
法人税等調整額	△1,562	55,393
当期純利益		**107,476**

株主資本等変動計算書

（平成27年９月１日から
平成28年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 / 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	42,000	27,000	27,000	△15,133	△15,133	53,866	53,866
当期変動額							
新株の発行	157,216	157,216	157,216			314,433	314,433
当期純利益				107,476	107,476	107,476	107,476
当期変動額合計	157,216	157,216	157,216	107,476	107,476	421,909	421,909
当期末残高	199,216	184,216	184,216	92,343	92,343	475,776	475,776

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	３～15年
構築物	７～10年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	５～８年

②　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては社内における見込利用可能期間（５年）による定額法を採用しております。

⑶　繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

⑷ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

⑸ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計方針の変更に関する注記

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年６月17日）を当事業年度から適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。

3．貸借対照表に関する注記

⑴ 有形固定資産の減価償却累計額　23,881千円

⑵ 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権　1,076千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費　600千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,095,500株

6．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,225千円
賞与引当金	4,105千円
未払事業税	4,011千円
減価償却超過額	153千円
繰延税金資産合計	9,495千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

⑶　法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成28年３月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が公布され、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更となったこと、及び、当事業年度中に当社の資本金が１億円超となり、外形標準課税適用法人になったことに伴い、平成28年９月１日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が従来の34.48％から30.69％となります。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

7．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入や増資）を調達しております。資金運用については、安全性の高い金融資産に限定して運用し、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが１カ月以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、すべて固定金利の調達であり、金利の変動リスクに晒されておりません。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従って取引を行い、取引先ごとの回収期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングして財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、管理部が月次単位での支払予定を把握するなどの方法により流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成28年８月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含んでおりません（(注) 2.参照）。

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	726,179千円	726,179千円	－千円
⑵ 売掛金	296,357		
貸倒引当金（※）1	△960		
	295,397	295,397	－
資産計	1,021,577	1,021,577	－
⑴ 買掛金	344,906	344,906	－
⑵ 短期借入金	350	350	－
⑶ 未払金	70,243	70,243	－
⑷ 未払法人税等	59,945	59,945	－
⑸ 長期借入金（※）2	119,265	117,341	△1,923
負債計	594,709	592,786	△1,923

（※）１．売掛金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

２．１年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

⑴　買掛金、⑵　短期借入金、⑶未払金、⑷　未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑸　長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式　35,000千円

関係会社株式（子会社株式）については、非上場株式であるため、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	726,179	－	－	－
売掛金	296,357	－	－	－
合計	1,022,537	－	－	－

4．長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	31,236	28,329	23,890	24,590	11,220	－

8．1株当たり情報に関する注記

⑴　1株当たり純資産額　227円05銭

⑵　1株当たり当期純利益　58円60銭

当社は平成28年2月26日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年10月18日

株式会社農業総合研究所
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　吉　村　孝　郎　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　淡　島　國　和　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社農業総合研究所の平成27年９月１日から平成28年８月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年９月１日から平成28年８月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年10月19日

株式会社農業総合研究所　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　清野芳昭 ㊞

社外監査役　後藤弘之 ㊞

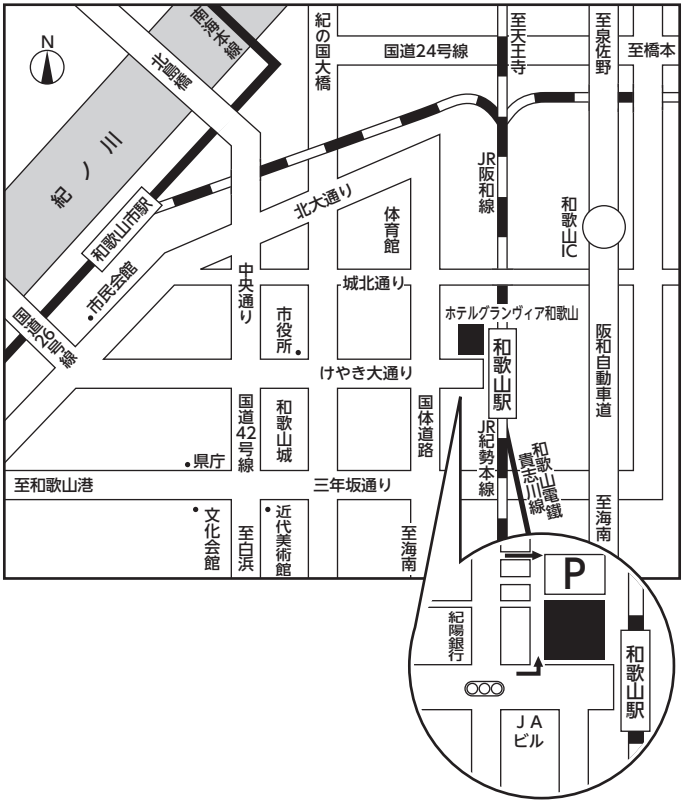
社外監査役　藤本幸弘 ㊞

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町５丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山　６階　「ル・グラン」
TEL 073－425－3333（代表）



■交通　●ＪＲ「和歌山駅」より徒歩１分
●南海「和歌山市駅」より車で約15分
●「関西国際空港」より車で約50分
リムジンバス（空港⇔和歌山駅）

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。